記 者 発 表 資 料

平成 25 年 9月 18 日
国土交通省
仙台河川国道事務所

特殊車両及び過積載車両の取締りを実施します。

●道路はみんなの財産です

道路を傷つける原因の一つとして、過積載や特車許可条件を違反した車両の通行があげられます。このようなルールを無視した一部車両によって道路のひび割れや、わだち掘れ、橋梁の損傷など道路構造に重大な影響を与えています。また、これら違反車両による事故は重大事故に結びつきやすく、事故車両の措置や散乱した積荷の撤去作業には相当の時間を要し、通行制限による渋滞が発生するなど社会的影響も大きくなってしまいます。今回は仙台河川国道事務所と所轄警察署が国道48号で道路の保全と交通事故等の危険防止を目的として、特殊車両及び過積載の指導取締を実施します。

1. 日　　時　　平成25年9月19日(木)14時00分から16時00分まで
＊雨天時は中止する場合があります。

2. 場　　所　　国道48号　仙台市青葉区作並字神の前西地内 （作並チェーン着脱場）

3, 協力警察署　仙台北警察署

（ 過去の実施状況 ）





・特殊車両の寸法や重量の測定及び、通行許可証等の確認

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所
（特殊車両取り締まり）

道路管理第一課長　永沼（ながぬま） 哲弥（てつや）
TEL 022－248－4131（内線431）

特殊車両取締り実施場所位置図





今回の取締りは、「作並チェーン着脱場」で実施いたします。

国土交通省 東北地方整備局

特殊車両の通行について　（参考）

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

➢重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

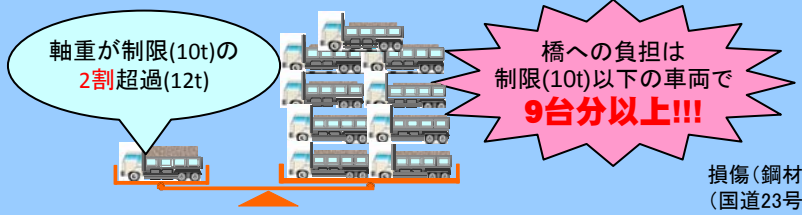

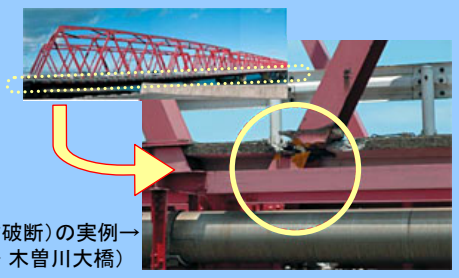

損傷（鋼材破断）の実例→
（国道23号 木曽川大橋）

➢下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 （車両制限令等）
長さ	走行（連結・積載）状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m （一部道路では4．1m）
総重量 （車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に応じて最大25t）
軸重	積載状態で最大10t

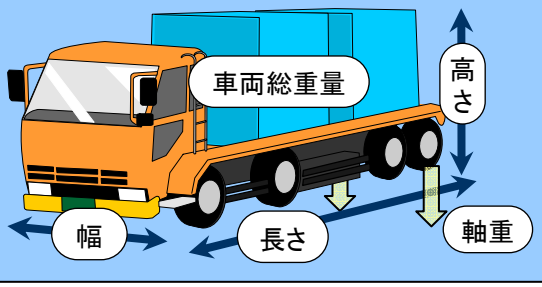

【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➢「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- 車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が申請しなければなりません。
- 道路管理者（国、都道府県、市町村等）は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）

➢**インターネット経由の申請も可能です。**詳細は下記のURLをご参照ください。

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

【ご理解下さい】申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。
重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。（道路法第102条第1号）

【問い合わせ先】 東北地方整備局道路部交通対策課（TEL022-225-2171(代)）

【事例】

特殊車両が関係した重大事故

○平成23年6月発生
重量物運搬用セミトレーラーが、2車線トンネル内部で積載物を落下。
対向車のドライバーが負傷。約6時間全面通行止め。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼



▼事故原因車両▼



当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。